

令和 5 年 10 月 27 日報 道 各 位 新 潟 市 農 林 政 策 課

今夏の高温・少雨による影響を受けた農業者向けの 緊急支援を実施します

今夏の高温・少雨により農作物等の被害が発生しており、今後の経営の影響が懸念されることから、農業者の経営継続に向けた緊急支援を実施します。

つきましては、以下の内容の周知についてご協力お願いいたします。

1 農業者向け融資への利子補給・利子助成、保証料支援

(1) 支援の内容

農業者の運転資金の確保に向け、各種融資制度への利子補給・利子助成や保証料への 支援を行います。

- ① 支援対象者
 - <u>令和 5 年 10 月 2 日(月)から令和 6 年 3 月 29 日(金)までの間</u>に、対象となる資金の借入れを行った農業者
- ② 補助額等

借入資金の利子補給・利子助成、保証料への支援 (詳細は別紙参照)

2 収入保険制度への加入促進

(1) 支援の内容

米の等級低下だけでなく、農産物価格の下落や収量減少などの経営リスクに幅広く対応する収入保険制度への加入を推進します。

① 支援対象者

<u>令和5年12月31日までに、収入保険に新たに加入</u>する農業者(個人・法人) (令和6年1月1日~令和6年3月31日 保険開始分)

② 補助額等

保険料および付加保険料を補助対象経費とし、農業者あたりの2万円上限に支援

各支援の申請や受付スケジュール等については改めて農業者等へお知らせします

【問い合わせ先】

新潟市農林水産部 農林政策課 佐藤·松川 電話 025-226-1761(直通)

別紙

- 被害農業者向け融資への利子補給・利子助成、保証料支援の内容
- 令和5年度緊急農業経営安定対策資金 (JA グループ)

項目	内 容
融資限度額	2,000 万円
貸付金利	年 2.00%(固定金利)
	実質金利 1・2 年目 無利子(JA の利子補給により無利子)
保 証 料	新潟県農業信用基金協会の保証 (原則)
	※借り入れ後2年間の保証料相当額を一括で市が支援(3年目以降は自己負担)
償 還 期 間	10 年以内(うち据置期間 2 年以内)
取 扱 期 間	令和 5 年 10 月 2 日(月)~令和 6 年 3 月 29 日(金) 貸付実行分

○ 農林漁業セーフティーネット資金 (日本政策金融公庫)

項目	内 容
融資限度額	一般 600 万円 ※別途、特認の条件あり
貸付金利	年 0.45% ~ 0.85% (令和 5 年 9 月 19 日現在) ※借り入れ後2年間の利子相当額を一括で市が支援 (実質無利子)
保 証 料	不要
償 還 期 間	15 年以内(うち据置期間 3 年以内)

○ 農林水産業振興資金(8号資金)

項目	内 容
融資限度額	600 万円
	年 2.05%
貸付金利	実質金利 1·2 年目 無利子 (市支援による利子補給)
	3 年目以降 <u>0.35% (市支援による利子補給)</u>
保 証 料	借り入れ後2年間の保証料相当額を一括で市が支援(3年目以降は自己負担)
償 還 期 間	7年以内(うち据置期間2年以内)

○ 民間金融機関による高温・渇水被害に対する緊急特別融資

項目	内 容
融資限度額	民間金融機関の設定による
貸付金利	各金融機関の設定金利 ※借り入れ後2年間の利子相当額を一括で市が支援(支援上限 年 0.85%)
保 証 料	借り入れ後2年間の保証料相当額を一括で市が支援(3年目以降は自己負担)
償 還 期 間	民間金融機関の設定による